

マイナンバー実施に対するセキュリティ対策について

当面の対応として、業務系端末からはインターネットにつながらないようにする制御を行い、その後、仮想化技術の活用によりネットワークを論理的に分離してお互いのネットワークが通信できない状態をつくるだすことにより、セキュリティの確保を行う予定です。

また、職員に対しては、インターネットを利用した研修の参加をすすめるとともに、関係機関からの注意喚起等の情報を適宜通知するなどして情報セキュリティ意識の向上を図ります。

今後のスケジュールについて

- | | |
|--------------|--|
| 平成 27 年 10 月 | 番号法施行
個人番号・法人番号通知
(通知カードと個人番号カード申請書発送開始) |
| 平成 28 年 1 月 | 税、社会保障関係申請書へのマイナンバー記載開始
個人番号カード発行開始 |
| 平成 29 年 1 月 | 国の機関間の連携開始
個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）の運用開始 |
| 7 月 | 地方公共団体等との連携開始 |

＜議案名＞議案57号関係資料

番号法第9条第2項に基づく個人番号利用事務について

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	市立保育所の利用者負担額の決定に関する事務
2 市長	保育所運営費負担金の減免に関する事務
3 市長	遺児手当支給に関する事務
4 市長	子ども医療費支給に関する事務
5 市長	障害者医療費支給に関する事務
6 市長	母子・父子家庭医療費支給に関する事務
7 市長	精神障害者医療費支給に関する事務
8 市長	後期高齢者福祉医療費支給に関する事務
9 市長	小児慢性特定疾病児童等医療費支給に関する事務
10 教育委員会	市立幼稚園の利用者負担額の決定に関する事務
11 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費支給に関する事務
12 教育委員会	私立幼稚園授業料補助金支給に関する事務
13 教育委員会	就学援助費支給に関する事務
14 教育委員会	特別支援教育就学奨励費支給に関する事務
15 教育委員会	私立高等学校等授業料補助金支給に関する事務

番号法第19条第9号に基づく、個人情報利用事務に関する特定個人情報の提供について

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関
1 教育委員会	市立幼稚園の利用者負担額の決定に関する事務	市長
2 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費支給に関する事務	市長
3 教育委員会	私立幼稚園授業料補助金支給に関する事務	市長
4 教育委員会	就学援助費支給に関する事務	市長
5 教育委員会	特別支援教育就学奨励費支給に関する事務	市長
6 教育委員会	私立高等学校等授業料補助金支給に関する事務	市長